



危険物施設等における事故防止について

危険物保安室

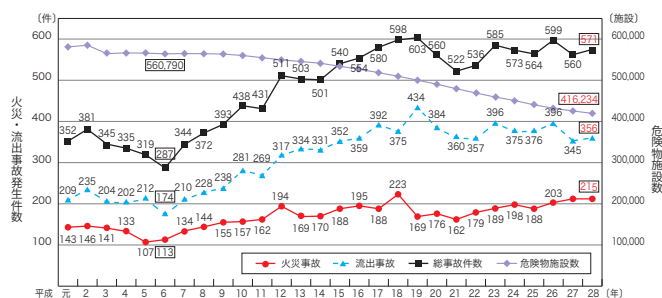
1 はじめに

近年、危険物施設数は減少しているにも関わらず、危険物施設に係る火災・流出事故件数は、依然として高い水準で推移しています。

これら危険物施設等における事故防止対策については、消防庁主催の学識経験者、関係業界団体、消防本部等で構成された「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）で決定した「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」を策定し、関係機関が一体となった事故防止対策を推進しているところです。

ここでは、これらの内容を中心に、消防庁における危険物事故防止対策について紹介します。

図 危険物施設における火災・流出事故発生件数及び危険物施設数の推移



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、東日本大震災その他震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

2 事故防止対策の目標等

「危険物等に係る重大事故（注1）の発生を防止すること」を事故防止対策の目標とします。

消防庁においては、重大事故を含む様々な事故の原因を掘り下げるための詳細分析や現地調査を行うことにより、教訓や予防策を明らかにするとともに、重大事故発生件数の推移等からその効果を検証していくこととします。また、軽微な事故が多数発生するうちに重大事故も発生するという考え方（ハイインリッヒの法則）を踏まえ、軽微な事故（注2）の発生を防止する方策についても検討していきます。

関係団体・企業等においては、業態・実態に応じた事故防止対策を推進することとし、重大事故が発生していない場合であっても、軽微な事故の発生を防止する方策の検討等を実施することとしています。

(注1) 1つ以上の深刻度評価指標（平成28年11月2日付け消防危第203号通知）で深刻度レベル1に該当する事故

(注2) 全ての深刻度評価指標で深刻度レベル4に該当する事故

3 平成29年度の消防庁の取組

平成29年度危険物等事故防止対策実施要領における消防庁の取組内容は次のとおりです。

○ 都道府県別の重大事故等に係る統計、消防庁で把握した事事例・良好事例を、都道府県及び消防本部に広く周知することにより、都道府県及び消防本部の事故防止に係る取組の活性化を促します。

○ 重大事故の発生を防止するため、重大事故や重大事故に至る可能性のあった事故の背景・原因を掘り下げるための詳細分析を行い、重大事故防止のための教訓及び予防策を検討します。

○ 危険物等事故防止ブロック連絡会議※において、都道府県、政令市消防本部及び同会議に参加する消防本部から、事故発生状況や危険物施設の業態・態様を踏まえた事故防止に係る取組について報告してもらうこととし、良好事例等を広く情報共有します。

※ 今年度は秋田県、茨城県、福井県、滋賀県、山口県、宮崎県の6箇所で開催します。

○ 消防庁、厚生労働省、経済産業省が一体となり石油コンビナート等における災害防止に向けた取組を進めるため、石油コンビナート等災害防止3省連絡会議（以下「3省連絡会議」という。）による関係省庁との連携を図ります。

4 おわりに

今後も、連絡会や3省連絡会議等を通して、一層の事故防止対策の推進に努めて参ります。本内容の詳細については、当庁のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

また、「危険物等事故防止ブロック連絡会議の開催について」（平成29年7月12日付け消防危第153号）によりお知らせしているところですが、事故防止に係る情報及び問題意識の共有のため、各消防本部におかれましては、10月から順次開催する危険物等事故防止ブロック連絡会議への積極的な参加に御配慮をお願いします。

<危険物等に係る事故防止対策の推進について（通知）>
http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290324_ki67.pdf

問い合わせ先

消防庁危険物保安室 山本、高野
 TEL: 03-5253-7524